

ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導審査基準(平成18年訓令第47号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>1 目的</p> <p>ニセコ町景観条例(平成16年ニセコ町条例第14号。以下「条例」という。)第28条に定める開発事業の協議について、開発事業者に対して必要な指導及び審査を明確かつ速やかに<u>行ない</u>、条例運用の透明性を確保するため、次のとおり指導審査基準を定める。</p> <p>2 事前景観調査の実施に関する指導基準</p> <p>(1) 事前景観調査の実施が必要となる地域について(条例第29条第1項関係)</p> <p>条例第29条第1項に規定する「当該事業の実施により、景観上影響を及ぼす<u>恐れ</u>のある地域」とは、次の地域とする。</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>(2) 事前景観調査実施前の協議について(条例第29条第2項関係)</p> <p>開発事業者の開発計画が、ニセコ町景観条例施行規則(以下「規則」という。)第24条に規定する審査基準に明らかに合致しないと認められる場合には、開発事業予定敷地や開発内容の変更等必要な助言を<u>行なう</u>。</p> <p>(3) 事前景観調査報告書について(条例第29条第2項関係)</p> <p>報告書として、次の書面の提出を求めることとする。</p> <p>ア 開発事業の概要を把握できる図面等</p>	<p>1 目的</p> <p>ニセコ町景観条例(平成16年ニセコ町条例第14号。以下「条例」という。)第28条に定める開発事業の協議について、開発事業者に対して必要な指導及び審査を明確かつ速やかに<u>行い</u>、条例運用の透明性を確保するため、次のとおり指導審査基準を定める。</p> <p>2 事前景観調査の実施に関する指導基準</p> <p>(1) 事前景観調査の実施が必要となる地域について(条例第29条第1項関係)</p> <p>条例第29条第1項に規定する「当該事業の実施により、景観上影響を及ぼす<u>おそれ</u>のある地域」とは、次の地域とする。</p> <p>ア～オ（略）</p> <p>(2) 事前景観調査実施前の協議について(条例第29条第2項関係)</p> <p>開発事業者の開発計画が、ニセコ町景観条例施行規則(以下「規則」という。)第24条に規定する審査基準に明らかに合致しないと認められる場合には、開発事業予定敷地や開発内容の変更等必要な助言を<u>行う</u>。</p> <p>(3) 事前景観調査報告書について(条例第29条第2項関係)</p> <p>報告書として、次の書面の提出を求めることとする。</p> <p>ア 開発事業の概要を把握できる図面等</p>

(ア) 事業箇所図

概ね50000分の1～25000分の1の縮尺の地図に事業を実施する場所を_____明記すること。

(イ) 事業概要図(条例第28条第4号から第6号に該当する開発事業の場合)

概ね10000分の1～2500分の1の縮尺による平面図

(ウ) 建築物、工作物の図面(条例第28条第1号から第4号に該当する開発事業の場合)

概ね200分の1の縮尺による平面図及び立面図

(エ) その他

建築物、工作物のスケール感をイメージできる写真、イラストなどを添付すること。

イ (略)

(4) 事前景観調査報告書の審査について(条例第29条第2項関係)

町長は、提出のあった事前景観調査報告書に基づき景観上の影響を審査する。なお、審査の結果、景観上の影響が軽微であると認められた開発行為については、速やかに条例第28条に規定する協議を行なうこととする。

(ア) 事業箇所図

_____事業を実施する場所をわかりやすく地図に明記すること。

(イ) 建築物、工作物の図面(条例第28条第1号から第3号に該当する開発事業の場合)

概ね500分の1～200分の1の縮尺による配置図(外構平面図)、平面図、立面図

(ウ) 土地の区画形質変更等の図面(条例第28条第4号から第6号に該当する開発事業の場合)

概ね500分の1の縮尺による外構平面図(土地利用計画図)

(エ) その他

建築物、工作物のスケール感をイメージできる写真、イラストなどを添付すること。

イ (略)

(4) 事前景観調査報告書の審査について(条例第29条第2項関係)

町長は、提出のあった事前景観調査報告書に基づき景観上の影響を審査する。なお、審査の結果、景観上の影響が軽微であると認められた開発行為については、速やかに条例第28条に規定する協議を行うこととする。

3 説明会の開催に関する指導基準

(1) 説明会の開催依頼について(条例第30条第1項_____関係)

町長は、事前景観調査報告書を審査した後、別記第1号様式により開発事業者に説明会の開催を依頼するとともに、別記第2号様式により関係自治会の長等に協力を依頼する。なお、数回にわたり説明会を開催する必要がある場合には、その都度、町長から開発事業者及び関係自治会の長等に依頼する。

(2) 説明会を開催する旨の公表の方法について(条例第30条第2項_____関係)

開発事業者が行なう規則第23条_____に規定する関係住民等への通知、回覧等は、次の点に留意して行うよう指導する。

ア (略)

イ 関係自治会の長等に事業概要を事前に説明し、説明会の開催について協力を依頼すること。

ウ 自治会の協力による回覧等で関係住民等への周知が行なわれる場合は、開発事業者が行なう関係住民等への通知、回覧等は省略することができること。

エ 町長は、開発事業者から説明会開催の通知を受領した後、説明会の開催について町のホームページに掲載し、周知に協力する。

3 説明会の開催及び資料の公開(以下、説明会等という。)に関する指導基準

(1) 説明会等の依頼について(条例第30条第1項、第30条の2第1項関係)

町長は、事前景観調査報告書を審査した後、別記第1号様式により開発事業者に説明会等を依頼するとともに、別記第2号様式により関係自治会の長等に協力を依頼する。なお、数回にわたり説明会等を行う必要がある場合には、その都度、町長から開発事業者及び関係自治会の長等に依頼する。

(2) 説明会等の公表の方法について(条例第30条第2項、第30条の2第2項関係)

開発事業者が行う規則第23条第1項に規定する関係住民等への通知、回覧等は、次の点に留意して行うよう指導する。

ア (略)

イ 関係自治会の長等に事業概要を事前に説明し、説明会等について協力を依頼すること。

ウ 自治会の協力による回覧等で関係住民等への周知が行われる場合は、開発事業者が行う関係住民等への通知、回覧等は省略することができること。

エ 町長は、開発事業者から説明会等の通知を受領した後、説明会等について町のホームページに掲載し、周知に協力する。

(3) 資料の公開方法について(条例第30条の2第1項関係)

(3) 説明会の開催を要しない場合の関係住民等への配慮について(条例第30条第1項_____関係)

条例第29条第1項による景観上の影響を及ぼす地域に該当せず事前景観調査を実施しない場合、または景観上の影響が軽微と判断され説明会の開催を要しない場合_____

_____にあっても、条例第30条の趣旨に_____則り、次の点に留意するよう開発事業者に指導する。

ア _____開発事業予定敷地に隣接

開発事業者が行う規則第23条の2第1項に規定する関係住民等への通知、回覧等、その他の住民に対する公開方法は、次の点に留意して行うよう指導する。

ア 関係住民等への通知、回覧等は、書面により行うこと。

イ 関係自治会の長等に事業概要を事前に説明し、資料の公開について協力を依頼すること。

ウ 自治会の協力による回覧等で関係住民等への周知が行われる場合は、開発事業者が行う関係住民等への通知、回覧等は省略することができること。

エ 関係住民等以外の住民への公開方法は、開発事業者が指定する場所(ニセコ町内に限る。)における閲覧やホームページ等によること。

(4) 説明会等_____を要しない場合の関係住民等への配慮について(条例第30条第1項、第30条の2第1項関係)

条例第29条第1項による景観上の影響を及ぼす地域に該当せず事前景観調査を実施しない場合、または景観上の影響が軽微と判断され説明会等_____を要しない場合、町長は別記第3号様式により開発事業者に関係住民等への配慮について依頼するとともに、別記第4号様式により関係自治会の長等に協力を依頼する。この場合_____にあっても、条例第30条及び第30条の2の趣旨に_____則り、次の点に留意するよう開発事業者に指導する。

ア 条例第28条の協議書を提出する前に_____開発事業予定敷地に隣接

して居住する者に対して事業概要の説明を行うこと。_____

イ 関係住民等から説明会開催の依頼があった場合には、誠実に
対応すること。

4 開発事業の審査基準(条例第31条、規則第24条関係)

条例第31条に基づく開発事業の審査にあたっては、関係法令及び規
則第24条に定める審査基準のほか次の点に留意する。

(1)~(3) (略)

(4) 公益目的による開発事業の取り扱いについて

鉄道事業者や通信事業者などの公共機関(公益的な事業を営む法
人)が、地域の公益上必要な開発事業を行なう場合は、町長は公益上
の目的が達成できるよう配慮するとともに、開発事業者に対して条
例の趣旨及び町の景観保全の取り組みについて十分な説明を行い、
景観との調和が図られるよう努力する。

5 開発事業の協議に係るその他の基準

して居住する者に対して事業概要の説明を行うこと。またその他
の関係住民等に対し、事業概要の周知を行うこと。

イ 関係住民等から説明会等の依頼があった場合には、誠実に
対応すること。

4 開発事業の審査基準(条例第31条、規則第24条関係)

条例第31条に基づく開発事業の審査に当たっては、関係法令及び規
則第24条に定める審査基準のほか次の点に留意する。

(1)~(3) (略)

(4) 公益目的による開発事業の取り扱いについて

鉄道事業者や通信事業者などの公共機関(公益的な事業を営む法
人)が、地域の公益上必要な開発事業を行う場合は、町長は公益上
の目的が達成できるよう配慮するとともに、開発事業者に対して条
例の趣旨及び町の景観保全の取組について十分な説明を行い、
景観との調和が図られるよう努力する。

5 開発事業の協議に係るその他の基準

(1) 開発事業における一団の判断基準(条例第28条関係)

条例第28条の開発事業に関し、隣接して行われる開発事業が、一
体性のある開発事業と認められる場合は、「一団の開発事業」とし
て、これらの開発事業面積を合わせた全体を協議対象とする。一団
の開発事業として認められる判断基準は以下の通りとする。

ア 行為主体の同一性：開発事業者(所在が同一若しくは役員が重複
している法人又はグループ企業等である場合、その他、個人、法

人を問わず客観的に判断して同一と認められる場合を含む。）、土地所有者などが同一人であるもの。

イ 利用目的の一体性：道路や上下水道等の公共施設の共有や区域の間で専用利用などがあるもの。

ウ 物理的位置関係：隣接(連続した土地だけでなく、所有権の異なる土地や官地を隔てた土地をいう。ただし、片側2車線以上の道路や河川等の公共施設により隔たれている場合など、明らかに一体的な利用が困難と判断されるものは除く。)しているもの。

エ 時期的関係：建設や造成などの時期が近く(2年以内)、開発事業が計画的・連続的に行われるもの。

(1) ニセコ町都市計画審議会の意見聴取を行う場合の判断基準(条例第31条第2項関係)

条例第31条第2項に係る審議会の意見聴取は、次の場合に行うものとする。

ア～イ (略)

(2) 事務の標準処理期間

ア 条例第30条第1項に規定する開発事業者による関係住民等への説明会の開催にあたり、町長は、条例第29条第2項に規定する事前景観調査の報告書を受理した日から起算して10日以内に開発事業者及び関係自治会の長に対し指導基準3(1)に規定する開催依頼を通知する。なお、数回にわたり説明会を開催する必要がある場合は、条例第30条第4項の規定による報告を受けた日から起算して1

(2) ニセコ町都市計画審議会の意見聴取を行う場合の判断基準(条例第31条第2項関係)

条例第31条第2項に係る審議会の意見聴取は、次の場合に行うものとする。

ア～イ (略)

(3) 事務の標準処理期間

ア 条例第30条第1項に規定する開発事業者による関係住民等への説明会の開催に当たり、町長は、条例第29条第2項に規定する事前景観調査の報告書を受理した日から起算して10日以内に開発事業者及び関係自治会の長に対し指導基準3(1)に規定する開催依頼を通知する。なお、数回にわたり説明会を開催する必要がある場合は、条例第30条第5項の規定による報告を受けた日から起算して1

0日以内に開発事業者及び関係自治会の長に通知する。

イ (略)
別記第1号様式

平成 年 月 日

様

ニセコ町長

住民説明会の開催について (依頼)
平成 年 月 日付け提出のありました (事業名) に
係る事前景観調査報告書について、ニセコ町景観条例第30条第1項
に基づき、関係住民等 (開発事業予定地周辺の土地所有者や周辺自治
会の住民) の理解を得るため、説明会の開催
をお願いします。

説明会の開催にあたっては、次の事項に留意してください。

記

留意事項

1 説明会対象自治会

(自治会名称) 行政推進員 (氏名、住所)

※ 上記自治会の情報は、ニセコ町個人情報保護条例第8条第5項に
基づき提供するものですので、説明会 以外での使用を禁止します。

2 説明会を開催する日の 10 日前までにその旨を関係住民に公表す

0日以内に開発事業者及び関係自治会の長に通知する。

イ (略)
別記第1号様式

年 月 日

様

ニセコ町長

住民説明会等 について (依頼)
年 月 日付け提出のありました (事業名) に
係る事前景観調査報告書について、ニセコ町景観条例第30条第1項
及び第30条の2第1項に基づき、関係住民等 (開発事業予定地周辺
の土地所有者や周辺自治会の住民) の理解を得るため、説明会の開催
及び資料の公開をお願いします。

説明会等 に当たっては、次の事項に留意してください。

記

留意事項

1 説明会等対象自治会

(自治会名称) 行政推進員 (氏名、住所)

※ 上記自治会の情報は、ニセコ町個人情報保護条例第8条第5項に
基づき提供するものですので、説明会等以外での使用を禁止します。

2 説明会を開催する日の 10 日前までにその旨を関係住民に公表す

るとともに、ニセコ町長に開催日時、場所を任意様式により通知してください。

3 説明会では、開発事業の概要や事前景観調査の結果について、資料等を利用して分かりやすく説明してください。

4 説明会開催後は、直ちにニセコ町長あてに関係住民等説明会開催結果報告書（様式第 20 号（ニセコ町景観条例施行規則 23 条関係））を提出してください。

別記第 2 号様式

平成 年 月 日

様

ニセコ町長

開発事業者が行なう住民説明会 への協力をお願い
この度、（開発事業者） から、次のとおり開発事業の協議
がありましたので、ニセコ町景観条例第 30 条第 1 項に基づき、住民
説明会を開催するよう依頼しました。

つきましては、当該開発事業者が主催する説明会の開催にあたり、

るとともに、ニセコ町長に開催日時、場所を任意様式により通知してください。

3 説明会では、開発事業の概要や事前景観調査の結果について、資料等を利用して分かりやすく説明してください。

4 資料の公開をする日の前日までにその旨に関係住民に公表するとともに、ニセコ町長に公開方法（場所・公開期間等）を任意様式により通知してください。

5 資料の公開は、規則で定める図書を用いて行い、関係住民等及びその他の住民に対しても広く閲覧することができる方法により行ってください。

6 説明会等を行った後は、直ちにニセコ町長あてに関係住民等説明会等開催結果報告書（様式第 20 号（ニセコ町景観条例施行規則第 23 条、第 23 条の 2 関係））を提出してください。

別記第 2 号様式

年 月 日

様

ニセコ町長

開発事業者が行う 住民説明会等への協力をお願い
この度、（開発事業者） から、次のとおり開発事業の協議
がありましたので、ニセコ町景観条例第 30 条第 1 項及び第 30 条の 2
第 1 項に基づき、住民説明会の開催及び資料の公開をするよう依頼
しました。

特段のご配慮とご協力をいただきますようお願いします。

記

- 1 開発事業者（主催者）
- 2 開発事業予定地
- 3 開発事業名称
- 4 開発事業の概要

つきましては、当該開発事業者が主催する説明会等に当たり、特段のご配慮とご協力をいただきますようお願いします。

記

- 1 開発事業者（主催者）
- 2 開発事業予定地
- 3 開発事業名称
- 4 開発事業の概要

別記第3号様式

年 月 日

様

ニセコ町長

関係住民等への配慮について（依頼）

年 月 日付け提出のありました（事業名）に係る事前景観調査報告書について、景観上の影響が軽微と判断し、ニセコ町景観条例第30条第1項及び第30条の2第1項に基づく住民説明会の開催及び資料の公開は要しないものとします。

ただし条例第30条及び第30条の2の趣旨に則り、関係住民等（開発事業予定地周辺の土地所有者や周辺自治会の住民）への下記的事项によるご配慮をお願いします。

記

配慮事項

1 対象自治会

(自治会名称) _____ 行政推進員 _____ (氏名、住所) _____

※ 上記自治会の情報は、ニセコ町個人情報保護条例第8条第5項に基づき提供するものですので、本依頼内容以外での使用を禁止します。

2 条例第28条の協議書を提出する前に、開発事業予定敷地に隣接して居住する者に対して事業概要の説明を行ってください。またその他の関係住民等に対し、事業概要の周知を行ってください。

3 関係住民等から説明会等の依頼があった場合には、誠実に対応してください。

別記第4号様式

_____年 月 日

_____様

ニセコ町長

開発事業者が行う対応への協力をお願い

この度、(開発事業者) _____ から、次のとおり開発事業の協議がありました。当該開発事業は、事前景観調査報告書の結果、景観上の影響が軽微と判断し、ニセコ町景観条例第30条第1項及び第30条

の2第1項に基づく住民説明会の開催及び資料の公開は要しないものと判断しました。

このことについて、開発事業者に通知するとともに、皆様へ事業概要の周知等をするよう依頼しました。

つきましては、開発事業者による事業概要の周知等に当たり、特段のご配慮とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 開 発 事 業 者
- 2 開 発 事 業 予 定 地
- 3 開 発 事 業 名 称
- 4 開 発 事 業 の 概 要